

西宮市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

(設置)

第1条 超高齢社会に向かう中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年になっても、高齢者が安心して住みなれた場所で暮らしていけるようにするためには、地域共生社会の実現と、その中核的基盤である地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。「西宮市高齢者福祉計画、西宮市介護保険事業計画」(以下、「計画」という)は地域包括ケア計画でもあり、これに記載された指標の向上や取組みを推進するためには、関係各課が密に連携をとり、一体的に取り組んでいく必要があるため、その協議の場として西宮市地域包括ケアシステム推進会議(以下、「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画における重点的な取り組みの推進に関する事項
- (2) 計画における複数課の横断的な取り組みの推進に関する事項
- (3) 他計画との連携・協働に関する事項
- (4) その他、計画における施策・事業の推進に関する事項

(構成等)

第3条 推進会議は別表に掲げる部署の長をもって構成する。

- 2 推進会議にリーダーを置き、リーダーには健康福祉局福祉部高齢介護課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議はリーダーが招集又はメンバーの要請により開催し、別表に掲げる部署の長のうち、検討事項に関連する部署の長が出席する。

- 2 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署の施策・事業の担当者を検討会議へ加えることができる。
- 3 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署以外の地域包括ケア推進のための重点的な取り組みに関連する部署及び支援機関等の職員を検討会議に加えることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の庶務は、健康福祉局福祉部高齢介護課において行う。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議には、必要に応じてワーキンググループを設置する。

- 2 各ワーキンググループにリーダーを置く。ワーキンググループのリーダー及びメンバーは推進会議で指名する。
- 3 各ワーキンググループは推進会議が必要と認める部署及び支援機関等の職員をメンバーに加えることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(別表)

部 署	課 名
健康福祉局福祉総括室	地域共生推進課
健康福祉局福祉総括室	福祉のまちづくり課
健康福祉局福祉総括室	法人指導課
健康福祉局福祉部	高齢介護課
健康福祉局生活支援部	くらし支援課
健康福祉局保健所	健康増進課